最終更新日：2015年7月6日

株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ

代表取締役社長　岩瀬　賢治
問合せ先：経営企画部
証券コード：4331
http://www.tgn.co.jp/company/ir/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業が健全なコーポレート・ガバナンス体制を確立し、継続的に企業価値を向上させていくためには、経営における透明性の向上と経営監視機能の強化が不可欠であると考えております。
当社グループは、「人の心を、人生を豊かにする」という企業理念に基づき、社員一人ひとりが「社員と企業の成長」「感動商品づくり」「環境」を自らの信念として、お客様の心に耳を傾け、世界でたったひとつしかない感動を創出するため、日々活動を行っております。この企業理念を実現し、事業活動から生じる健全な利益によって株主の皆様をはじめとする様々なステークホルダーと社会に貢献していくため、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
野尻　佳孝	2,460,950	18.84
株式会社東京ウエルズ	1,045,970	8.01
資産管理サービス信託銀行株式会社（年金信託口）	789,500	6.05
株式会社ユニマットライフ	500,000	3.83
ウェルズ通商株式会社	450,000	3.45
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	340,912	2.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	300,300	2.30
MORGAN STANLER&CO.LLC	253,021	1.94
CBNY DFA INTL SMALL CAP	216,990	1.66
みずほ証券株式会社	185,260	1.42

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
秋山　進	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
秋山　進		―――	企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、会計監査人と定期的に会合を行い、連携を保ちながら情報の交換・共有を行っており、実効性のある監査を実施するよう努めております。また。会社の業績及び財産の状況の調査、その他の調査職務の遂行にあたり、内部監査部と連携を保ち、実効性のある監査を実施するよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
二宮　功	他の会社の出身者													
窪川　秀一	公認会計士													
佐々木　公明	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
二宮　功	○	―――	豊富な経験を活かし、管理面で適切な監督ができるため。また同氏に当社の関係会社、大株主、主要な取引先等の関係者である事実はなく、当社から多額の報酬等その他の財産上の利益を受けている事実も存在しないため、十分な独立性が確保されるものと判断したため。
窪川　秀一		―――	公認会計士としての専門的見地から、経理・財務面で適切な監督ができるため。
佐々木　公明		―――	弁護士としての専門的見地から、法務面での適切な監督ができるため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

業績評価に基づいて役員報酬を増減させることで、当該取締役の業績に報いることとしております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬及び監査役の報酬は、平成12年6月26日開催の第2回定時株主総会で決議された限度額、取締役5億円（年額）、監査役1億円（年額）の範囲内としております。
各取締役の報酬は、年間の各人のグループ業績への貢献度合等に基づき、取締役会の授権を受けた代表取締役の協議で決定しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

内部監査部、会計監査人との連携を図っているほか、監査役付使用人の配置が可能になっております。社外監査役のうち1名（二宮監査役）は当社に常勤しているため社内の状況を常時把握できる状況にあり、情報伝達を円滑に行うことのできる体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

業務執行に関しては、月に一度以上（定期及び必要に応じて適宜）取締役会を開催し、規定に基づいて重要事項はすべて取締役会で決定しております。代表取締役を含む6名の取締役（うち1名が社外取締役）が業務執行にあたり、4名の監査役（うち3名が社外監査役）が監督・監査を行っております。
監査役は、取締役の職務執行状況や重要な意思決定についての監査を客観的な立場から行っており、取締役会には必ず監査役が出席し意見を述べる機会を確保することとしております。全社的な業務監査については内部監査部と連携して行い、会計監査については、内部監査部及び監
査法人と連携して進めております。
また法令に基づき、監査法人による金融商品取引法監査及び会社法監査を受けておりますが、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士等の専門家の意見も聴取しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、重要な経営判断につきましては、原則として全取締役が出席する取締役会での活発な議論を通じて審議し、決定しております。社外取締役や社外監査役を含めた監査役による客観的な立場からの経営監視の仕組みは十分に機能しており、また、監査役や内部監査部門による会計監査人との連携の強化といった取組みにより、経営の透明性を確保できると考えられるため、現状の体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として第2四半期及び第4四半期の決算発表時にアナリスト・機関投資家向け説明会を実施しております。代表取締役社長及びIR責任者が会社の事業等基本的な内容や経営成績、経営戦略等について説明を行っております。また、説明会以外に、アナリスト・機関投資家への個別訪問を随時実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページでは、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書、株主通信等社外に発表した資料は原則としてすべて掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部に専任の担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念において、ステークホルダーの立場の尊重について規定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を整備するための方針として、「内部統制システム構築の基本方針」を定めております。同基本方針の内容は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行にかかる情報・文書の取扱は、当社社内規程およびそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存および管理（廃棄を含む。）するものとし、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）代表取締役社長に直属する部署として、内部監査部のほか、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理規程の整備、運用状況の確認を行うとともに、全従業者（取締役、監査役、使用人のほか、派遣社員等も含む。以下同じ。）に対する研修等を企画実行する。
（2）内部監査部は、定期的に業務監査実施項目および実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行う。
（3）内部監査部の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は、発見された危険の内容およびそれがもたらす損失の程度等について、直ちにリスク管理委員会および担当部署に通報される体制を構築する。
（4）内部監査部の活動を円滑にするために、リスク管理規程に関連する個別規程、ガイドライン、マニュアルなどの整備を各部署に求め、また内部監査部の存在意義を全従業者に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちにリスク管理委員会および内部監査部に報告するよう指導する。

3. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）取締役は、経営理念に則り策定される中期経営計画および年度計画に対する経営実績の進捗状況について、業績報告を通じ定期的に検査を行う。
（2）取締役の業務執行にあたっては、取締役会規程により定められている事項およびその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守する。日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲を行い、各レベルの責任者が所定の意思決定手順に則り業務を遂行することとする。

4. 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
（1）全従業者に法令・定款の遵守を徹底するため、全社コンプライアンス管掌取締役を責任役員として、その責任の下、コンプライアンス規程およびマニュアル等を作成するとともに、全従業者が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての公益通報制度を構築する。
（2）万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案が全社コンプライアンス管掌取締役を通じてトップマネジメント、取締役会、監査役会に報告される体制を構築し、外部専門家と協力しながら適正に対応する。また法令や定款等の違反行為に対しては、賞罰委員会規程に基づき厳正に対応する。
（3）担当役員は、コンプライアンス規程に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつコンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理・監督し、使用人に対して適切な研修体制を構築し、それを通じて使用人に対し、公益通報ガイドラインおよび公益通報相談窓口の周知徹底を図る。

5. 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）子会社および関連会社（以下、子会社等という。）については、関連会社管理規程に従い定期的にその経営状態および業務執行についての報告を全社コンプライアンス管掌取締役が受けるものとする。
（2）内部監査部長は、当社の内部監査のほか、子会社等の内部監査部門またはこれに相当する部署との連携を図り、損失または不正が発生する可能性を把握した場合には、直ちに当該損失または不正の内容・程度・影響等について、取締役会および担当部署に報告を行う。

6. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項
（1）当社は、原則として当社の取締役または使用人に子会社の取締役を兼務させ、月1回、子会社の取締役会および経営会議において、経営状況や財務状況その他の重要な情報について、当社に定期的に報告させる。
（2）子会社の経営状況を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求め、重要事項については事前協議を行う。

7. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）当社は、グループ全体での起こりうるリスクを想定し、子会社等においてリスク管理規程を整備させた上で、グループ全体でのリスク管理体制を構築する。
（2）子会社等を含めたリスク管理を担当する機関として、原則として四半期に1回、リスク管理委員会を開催する。各子会社の代表取締役社長が出席し、グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応策を審議することで、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

8. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）当社は、子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、関係会社管理規程を策定する。
（2）子会社において、各社決裁規程、組織規程および業務分掌規程等を定め、それぞれ重要性に応じた意思決定を行う。
（3）当社の内部監査部により、各子会社に対しての内部監査を実施し、各子会社における職務の執行状況等について検証、協議することで改善を図る。

9. 子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
（1）子会社において、法令・定款の遵守を徹底するため、各子会社の代表取締役社長を責任役員として、その責任の下、コンプライアンス規程およびマニュアル等を作成するとともに、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての公益通報制度を構築する。

（2）子会社において、万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案が各子会社の取締役会、監査役会、および当社の全社コンプライアンス管掌取締役に報告される体制を構築する。

10. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
（1）監査役からの求めに応じ、その職務を補助すべき専任の使用人（以下「監査役付使用人」という。）を適宜配置できるものとする。
（2）前項の具体的な内容については、当該監査役および監査役会の意見を聴取し、関係各方面の意見も十分に考慮して決定する。

11. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
（1）監査役付使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
（2）監査役付使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を 遂行し、その評価については当該監査役の意見を聴取するものとする。

12.. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
（1）監査役付使用人は、監査役に同行して取締役会やその他重要会議に出席する機会を確保する。
（2）監査役および監査役付使用人は、定期的に代表取締役社長や会計監査人と意見交換をする場を設ける。
（3）監査役からの求めに応じ配置した監査役付使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を全従業者に周知徹底する。

13.. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
（1）当社および当社の子会社等の取締役および使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。
（2）次の各号に定める事項は、当社および当社の子会社等の担当取締役または担当部署より、定期的に監査役会への報告を行うものとする。
ア　当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
イ　当社の子会社等の監査役および内部監査部門またはこれに相当する部署の活動状況
ウ　当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
エ　業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
オ　公益通報制度の運用および通報の内容

カ 重要な会議議事録その他の業務文書

14. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
（1）監査役への報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役および使用人に周知徹底する。
（2）監査役は、取締役および使用人から得た情報について、情報提供者が特定される事項については取締役会等への報告義務を負わない。
（3）監査役は、報告を行った取締役および使用人の異動、人事評価および懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。

15. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
（1）監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をした時は、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明できる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
（2）監査役の職務の執行について生ずる費用等について、毎年一定額の予算を設ける。

16. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）全社コンプライアンス管掌取締役の責任の下、当社の監査体制と内部統制システムとの調整を図り、これにより当社の監査体制の実効性を高めるものとする。
（2） 全社コンプライアンス管掌取締役は、監査役の職務執行にあたり、その実効性を確保するため、当社および子会社等の取締役ならびに使用人のほか、弁護士、監査法人等との連携を図るのに必要な支援を行うものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、これらの活動を助長しないものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
（1）対応部署を設置し、反社会的勢力と関係を遮断するために組織として対応する。
（2）警察及び外部の専門機関との緊密な連携関係を構築し、適切な指導を仰ぎ対応する。
（3）.対応部署が反社会的勢力に関する情報を収集・管理し、社内への注意喚起を実施する。
（4）顧客との契約書上に反社会的勢力と取引はしない旨を明記している。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――